# 無停電電源装置の蓄電池リサイクルの表示に関するガイドライン

制定　平成１４年７月

社団法人日本電機工業会

UPS業務専門委員会
UPS技術専門委員会

# まえがき

「資源の有効な利用の促進に関する法律」施行により2001年4月1日より小形二次電池の回収・再資源化が義務付けられた。

今回の法律改正により当工業会でも，小形二次電池の回収・再資源化を促進するため「無停電電源装置の蓄電池リサイクルの表示に関するガイドライン」を作成した。

このガイドラインは，日本国内で販売される無停電電源装置(UPS)に適用する。

# 目　次

1. ガイドラインの目的

2. 適用対象

3. 表示に関する基本的な考え方

4. 表示の対象とする事項

5. 表示の内容及びその表現方法

6. ガイドラインの見直し

1.　ガイドラインの目的

　このガイドラインは，密閉形鉛蓄電池の再生資源としての利用を促進するために，UPS本体及び取扱説明書への表示に関して指針を与えるものである。

2.　適用対象

　このガイドラインは，日本国内で販売される無停電電源装置(UPS)に適用する。

　なお，対象となる蓄電池は，「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた65Ah以下の密閉形鉛蓄電池とする。

3.　表示に関する基本的な考え方

　表示の役割は，小形二次電池の再生資源としての利用を促進するためにある。

　表示の内容は，製品の使用者に分かりやすいものとする。

4.　表示の対象とする事項

　本ガイドラインでは，UPS本体及び取扱説明書への表示を対象とする。

5.　表示の内容及びその表現方法

5.1　UPS本体への表示

　UPS本体には，次のとおり表示する。

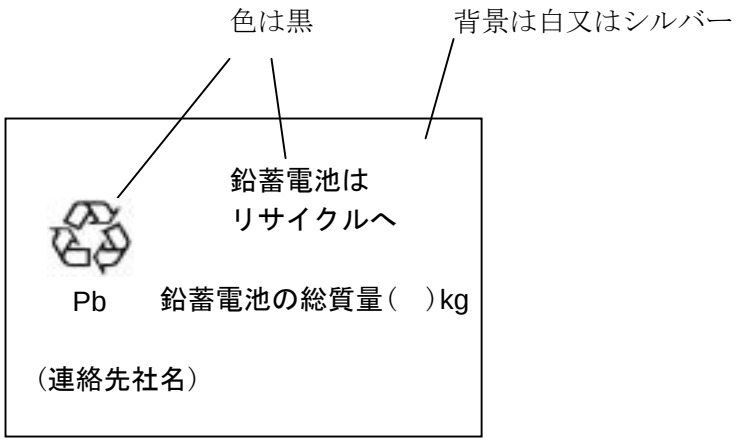


【記載上の注意事項】

・スリーアローマーク・フォントの色は黒，背景は白又はシルバーとする。
・表示は，通常使用状態で使用者が容易に判別できる場所に行う。
・標準寸法は，スリーアローマークの面積が15㎜×15㎜とする。
・やむを得ない場合，標準寸法よりも小さくてもよい。ただし，最小でも6.5㎜×6.5㎜とする。
・フォントの種類・サイズは規定しない。

5.2　取扱説明書への表示

取扱説明書には，次の内容を表示する。

| |
|---|
| この製品には，鉛蓄電池を使用しております。鉛蓄電池はリサイクル可能な貴重な資源です。蓄電池の交換及びご使用済み製品の廃棄に際しては，鉛蓄電池のリサイクルへご協力ください。 |

6.　ガイドラインの見直し

このガイドラインは，現時点で活用できる「無停電電源装置の蓄電池リサイクルの表示に関するガイドライン」を示したが，必要が生じた場合，随時見直す。